



宮 崎 県 公 報

令 和 7 年 1 月 9 日 (木 曜 日) 第 575 号

発 行 宮 崎 県

印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 64,800 円

目 次

告 示

- 県税の期限の延長の期日の指定…………… (税務課) 1
- 身体障害者福祉法に基づく医師の指定…………… (障がい福祉課) 1
- 保安林の指定予定の通知…………… (自然環境課) 1
- 保安林の指定解除の予定の通知…………… (“) 2
- 土砂災害警戒区域の指定の解除…………… (砂防課) 2
- 土砂災害特別警戒区域の指定の解除…………… (“) 2
- 土砂災害警戒区域の指定…………… (“) 2
- 土砂災害特別警戒区域の指定…………… (“) 2
- 用途地域の制限に適合しない建築物の特例許可
に係る意見の聴取の実施…………… (建築住宅課) 2

公 告

- 家畜人工授精講習会修業試験の合格者…………… (家畜防疫対策課) 3

- 県営土地改良事業に係る換地処分…………… (農村整備課) 3
- 宮崎県資源管理方針の公表…………… (漁業管理課) 3
- まいわし太平洋系群、まあじ及びかたくちいわ
し太平洋系群に関する令和7管理年度における
知事管理漁獲可能量…………… (“) 3
- 都市計画の変更図書の写しの縦覧…………… (都市計画課) 3
- 落札者等の公告 (2件) …………… 3
- 病院局公告**
- 落札者等の公告…………… 4
- 人事委員会規則**
- 給料等の支給に関する規則の一部を改正する規
則…………… 4
- 県議会告示**
- 宮崎県議会の保有する個人情報の保護に関する
条例施行規程の一部を改正する告示…………… 4

告 示

宮崎県告示第4号

令和6年宮崎県告示第139号において別に告示で定めることとされている期日のうち、次に指定する地域に住所若しくは居所又は主たる事務所若しくは事業所を有する納税義務者又は特別徴収義務者に係るもので、その期限が令和6年1月1日から令和7年1月30日までの間に到来するものについては、令和7年1月31日とする。

令和7年1月9日

宮崎県知事 河野俊嗣

指定地域	
都道府県名	市町村名
石川県	七尾市、羽咋郡志賀町

宮崎県告示第5号

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項の規定により、身体障害者手帳の交付申請に要する診断書を作成する医師を次のとおり指定した。

令和7年1月9日

宮崎県知事 河野俊嗣

医師の氏名	従事する医療機関		診療科目	指定年月日
	名称	所在地		
森田 恭史	都城市郡医師会病院	都城市	整形外科	令和7年1月1日
川越 亮	都城市郡医師会病院	都城市	整形外科	令和7年1月1日
松浦 光貢	医療法人啓仁会 城南病院	都城市	外科	令和7年1月1日

宮崎県告示第6号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和7年1月9日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 西臼杵郡日之影町大字七折字黒仁田5047-3、5057-1、5057-3
- 2 指定の目的 水源の^{かん}涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡

以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県西臼杵支庁並びに日之影町役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第7号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

令和7年1月9日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 解除予定保安林の所在場所 児湯郡西米良村大字村所字中之藪412-11（国有林）
- 2 保安林として指定された目的 水源^{かん}の涵養
- 3 解除の理由 道路用地とするため

宮崎県告示第8号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、平成29年宮崎県告示第 299号で指定した次の土砂災害警戒区域の指定を解除する。

なお、解除する土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

令和7年1月9日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	地区名	土砂災害警戒区域の 溪流番号又は 箇所番号	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類
宮崎市	天満町	I-1-2042	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県土整備部砂防課及び宮崎県宮崎土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第9号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、平成29年宮崎県告示第 300号で指定した次の土砂災害特別警戒区域の指定を解除する。

なお、解除する土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

令和7年1月9日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	地区名	土砂災害特別警戒区域の 溪流番号又は 箇所番号	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類
宮崎市	天満町	I-1-2042	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県土整備部砂防課及

び宮崎県宮崎土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第10号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

令和7年1月9日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	地区名	土砂災害警戒区域の 溪流番号又は 箇所番号	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類
宮崎市	天満町	I-1-2042	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県土整備部砂防課及び宮崎県宮崎土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第11号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

令和7年1月9日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	地区名	土砂災害特別警戒区域の 溪流番号又は 箇所番号	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類
宮崎市	天満町	I-1-2042	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県土整備部砂防課及び宮崎県宮崎土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第12号

建築基準法（昭和25年法律第 201号）第48条第15項の規定により、建築基準法第48条第5項ただし書の規定による許可をすることについて、次のとおり公開による意見の聴取を行う。

令和7年1月9日

宮崎県知事 河野俊嗣

申請者	本坊酒造株式会社 代表取締役社長 本坊和人
敷地の位置	小林市細野字新竹前1750、田付1796-1
用途地域名	第一種住居地域
建築物用途	ミネラルウォーター工場
床面積	4,638.48㎡
工事種別及び構造	増築 鉄骨造
意見の聴取の日時	令和7年1月15日 午後2時から
意見の聴取の場所	小林市細野1829番地16 小林市地域・観光交流センター「KITTO（き

つと)小林」2階交流スペース

公 告

令和6年10月23日から11月26日まで開催した家畜人工授精に関する講習会の修業試験の合格者は、次の受講番号のとおりである。

令和7年1月9日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 2 4 6 8 9 10 12

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第9項の規定により、美郷地区舟戸換地区県営土地改良事業(美郷町、県営中山間地域総合整備事業)に係る換地処分をした。

令和7年1月9日

宮崎県知事 河野俊嗣

漁業法(昭和24年法律第267号)第14条第9項の規定により、宮崎県において資源管理を行うための方針を令和7年1月1日付けで別冊のとおり変更したので、同条第10項において準用する同条第6項の規定により公表する。

令和7年1月9日

宮崎県知事 河野俊嗣

漁業法(昭和24年法律第267号)第16条第1項の規定により、まいわし太平洋系群、まあじ及びかたくちいわし太平洋系群に関する令和7管理年度における知事管理漁獲可能量を令和6年12月24日付けで次のとおり定めたので、同条第4項の規定により公表する。

令和7年1月9日

宮崎県知事 河野俊嗣

まいわし太平洋系群、まあじ及びかたくちいわし太平洋系群に関する令和7管理年度(令和7年1月1日から令和7年12月31日までの期間をいう。)における知事管理漁獲可能量(漁業法第16条第1項に規定する知事管理漁獲可能量をいう。)は、次の第1、第2及び第3の表の左欄に掲げる知事管理区分ごとに、それぞれこれらの表の右欄に掲げる数量とする。

第1 まいわし太平洋系群

知事管理区分	数量
宮崎県まいわしまき網漁業	9,270トン
宮崎県その他のまいわし漁業	現行水準

第2 まあじ

知事管理区分	数量
宮崎県まあじまき網漁業	2,502トン
宮崎県その他のまあじ漁業	現行水準

第3 かたくちいわし太平洋系群

知事管理区分	数量
宮崎県かたくちいわし漁業	92,000トンの内数

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和7年1月9日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 都市計画を定める者の名称
新富町
- 都市計画の種類及びその名称
新富都市計画公園
2・2・1号 平田児童公園
- 縦覧場所
宮崎県県土整備部都市計画課
宮崎県高鍋土木事務所

落札者等の公告

一般競争入札により落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和7年1月9日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 落札に係る調達件名
給与・勤務管理システム用機器及びソフトウェアの賃貸借及び保守
- 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
宮崎県警察本部警務部会計課 宮崎市旭1丁目8番28号
- 落札者を決定した日
令和6年11月22日
- 落札者の氏名及び住所
みずほ東芝リース株式会社
代表取締役 丸山 伸一郎
東京都港区虎ノ門一丁目2番6号
- 落札金額
23,991,000円(消費税込)
- 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 一般競争入札の公告を行った日
令和6年10月18日

落札者等の公告

随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

令和7年1月9日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 随意契約に係る件名
マイナンバーカード一体化運転免許証対応機器の賃貸借及び保守
- 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
宮崎県警察本部警務部会計課 宮崎市旭1丁目8番28号
- 随意契約の相手方を決定した日

- 令和6年12月4日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
NECキャピタルソリューション株式会社九州支店
九州支店長 齋藤 義弘
福岡県福岡市中央区天神一丁目10番20号
- 5 随意契約に係る契約金額
66,660,000円（消費税込）
- 6 一般競争入札の公告を行った日
令和6年10月24日
- 7 随意契約による理由
一般競争入札の再度の入札に付し落札者がいないため。

- 令和7年1月9日
宮崎県病院局長 吉 村 久 人
- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
県立3病院勤怠管理システム導入業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
宮崎県病院局経営管理課システム・施設担当 宮崎市橋通東1
丁目9番18号
- 3 落札者を決定した日
令和5年7月11日
- 4 落札者の氏名及び住所
インフォコム株式会社 東京都港区赤坂9丁目7番2号東京ミ
ッドタウン・イースト10階
- 5 落札金額
68,200,000円
- 6 一般競争入札の公告を行った日
令和5年5月29日

病院局公告

落札者等の公告

一般競争入札により落札者を決定したので、次のとおり公示する。

人事委員会規則

給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年1月9日

宮崎県人事委員会委員長 佐 藤 健 司

宮崎県人事委員会規則第1号

給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則

給料等の支給に関する規則（昭和41年宮崎県人事委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（給与の口座振込みの申出） 第15条 県給与条例第9条の4に規定する職員の申出は、書面を任命権者に提出して行うものとする。申出を変更する場合についても、同様とする。	（給与の口座振込みの申出） 第15条 県給与条例第9条の4に規定する職員の申出は、書面又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）を任命権者に提出して行うものとする。申出を変更する場合についても、同様とする。
2 前項の書面には、振込みを希望する金額、振込みを受ける預金又は貯金の口座その他振込みの実施に必要な事項（申出を変更する場合にあっては、変更しようとする事項）を記載しなければならない。	2 前項の書面又は電磁的記録には、振込みを希望する金額、振込みを受ける預金又は貯金の口座その他振込みの実施に必要な事項（申出を変更する場合にあっては、変更しようとする事項）を記載又は記録しなければならない。

附 則

この規則は、令和7年1月14日から施行する。

県議会告示

宮崎県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する告示をここに公表する。

令和7年1月9日

宮崎県議会議長 濱 砂 守

宮崎県議会告示第1号

宮崎県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する告示

宮崎県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程（令和5年宮崎県議会告示第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（個人識別符号） 第3条 条例第2条第2項の議長が定める文字、番号、記号その他	（個人識別符号） 第3条 条例第2条第2項の議長が定める文字、番号、記号その他

の符号は、次に掲げるものとする。

- (1)～(5) [略]
- (6) 私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)第45条第1項に規定する保険者番号及び加入者等記号・番号
- (7) 国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)第112条の2第1項に規定する保険者番号及び組員等記号・番号
- (8) 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第111条の2第1項に規定する保険者番号及び被保険者記号・番号
- (9) [略]
- (10) 道路交通法(昭和35年法律第105号)第93条第1項第1号の免許証の番号
- (11) 地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)第144条の24の2第1項に規定する保険者番号及び組員等記号・番号
- (12)・(13) [略]
- (14) 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第161条の2第1項に規定する保険者番号及び被保険者番号
- (15)～(17) [略]
- (要配慮個人情報)

第4条 条例第2条第3項の議長が定める記述等は、次に掲げる事項のいずれかを内容とする記述等(本人の病歴又は犯罪の経歴に該当するものを除く。)とする。

- (1) 次に掲げる身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害があること。
ア～ウ [略]
- エ 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第4条第1項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度であるもの

- (2)～(5) [略]
- (個人の権利利益を害するおそれが大きいもの)

第5条 条例第11条の個人の権利利益を害するおそれが大きいものとして議長が定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1)・(2) [略]
- (3) 不正の目的をもって行われたおそれがある保有個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態

- (4) [略]

2 議長は、条例第11条本文の規定による通知をする場合には、前項各号に定める事態を知った後、当該事態の状況に応じて速やかに、当該本人の権利利益を保護するために必要な範囲において、次に定める事項を通知しなければならない。

- (1) [略]
- (2) 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある保有個人情報の項目

- (3)～(5) [略]
- (個人情報ファイル簿の作成及び公表)

第8条 議長は、個人情報ファイル(条例第17条第2項各号に掲げ

の符号は、次に掲げるものとする。

- (1)～(5) [略]
- (6) 私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)第45条第1項に規定する加入者等記号・番号等
- (7) 国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)第112条の2第1項に規定する組員等記号・番号等
- (8) 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第111条の2第1項に規定する被保険者記号・番号等
- (9) [略]
- (10) 道路交通法(昭和35年法律第105号)第93条第1項第1号の免許証の番号又は同法第95条の2第2項第1号の免許情報記録の番号
- (11) 地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)第144条の24の2第1項に規定する組員等記号・番号等
- (12)・(13) [略]
- (14) 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第161条の2第1項に規定する被保険者番号等
- (15)～(17) [略]
- (要配慮個人情報)

第4条 条例第2条第3項の議長が定める記述等は、次に掲げる事項のいずれかを内容とする記述等(本人の病歴又は犯罪の経歴に該当するものを除く。)とする。

- (1) 次に掲げる身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害があること。
ア～ウ [略]
- エ 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第4条第1項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の主務大臣が定める程度であるもの

- (2)～(5) [略]
- (個人の権利利益を害するおそれが大きいもの)

第5条 条例第11条の個人の権利利益を害するおそれが大きいものとして議長が定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1)・(2) [略]
- (3) 不正の目的をもって行われたおそれがある議会に対する行為による保有個人情報(議会の事務局の職員が取得し、又は取得しようとしている個人情報であって、保有個人情報として取り扱われることが予定されているものを含む。)の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態

- (4) [略]

2 議長は、条例第11条本文の規定による通知をする場合には、前項各号に定める事態を知った後、当該事態の状況に応じて速やかに、当該本人の権利利益を保護するために必要な範囲において、次に掲げる事項を通知しなければならない。

- (1) [略]
- (2) 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある保有個人情報(前項第3号に定める事態については、同号に規定する個人情報を含む。)の項目

- (3)～(5) [略]
- (個人情報ファイル簿の作成及び公表)

第8条 議長は、個人情報ファイル(条例第17条第2項各号に掲げ

るもの及び同条第3項の規定により個人情報ファイル簿に掲載しないものを除く。次項及び第4項において同じ。)を保有するに至ったときは、直ちに、個人情報ファイル簿(別記様式第1号)を作成しなければならない。

2~7 [略]

8 条例第17条第2項第1号キの議長が定める個人情報ファイルは、次に掲げる個人情報ファイルとする。

(1) 次に掲げる者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、給与又は報酬、福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの(アに掲げる者の採用又は選定のための試験に関する個人情報ファイルを含む。)

ア 執行機関の職員又は当該職員であった者

イ 条例第17条第2項第1号アに規定する者又はアに掲げる者の被扶養者又は遺族

(2) 条例第17条第2項第1号アに規定する者及び前号ア又はイに掲げる者を併せて記録する個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与又は報酬、福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの

9 [略]

(開示請求等における本人確認手続等)

第11条 条例第19条第2項、第32条第2項又は第39条第2項の規定により提示し、又は提出しなければならない書類は、次の各号に掲げる書類のいずれかとする。

(1) 保有個人情報開示請求書、第22条に規定する保有個人情報訂正請求書又は第26条に規定する保有個人情報利用停止請求書(以下この条及び次条において「開示請求書等」という。)に記載されている開示請求をする者、訂正請求をする者又は利用停止請求をする者(以下この条及び次条において「開示請求者等」という。)の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険者証、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第7項に規定する個人番号カード、出入国管理及び難民認定法第19条の3に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第7条第1項に規定する特別永住者証明書その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって、当該開示請求者等が本人であることを確認するに足りるもの

(2) [略]

2~5 [略]

(開示決定等の通知)

第13条 [略]

(保有個人情報訂正決定期間特例延長通知書等)

第24条 条例第36条及び第43条の規定による通知は、保有個人情報訂正(利用停止)決定期間特例延長通知書(別記様式第19号)により行うものとする。

るもの及び同条第3項の規定により個人情報ファイル簿に掲載しないものを除く。次項及び第4項において同じ。)を保有するに至ったときは、直ちに、個人情報ファイル簿(別記様式第1号)を作成しなければならない。

2~7 [略]

8 条例第17条第2項第1号キの議長が定める個人情報ファイルは、次に掲げる個人情報ファイルとする。

(1) 次に掲げる者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、給与若しくは報酬若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの(アに掲げる者の採用又は選定のための試験に関する個人情報ファイルを含む。)

ア 執行機関の職員又は当該職員であった者

イ 条例第17条第2項第1号アに規定する者又はアに掲げる者の被扶養者又は遺族

(2) 条例第17条第2項第1号アに規定する者及び前号ア又はイに掲げる者を併せて記録する個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与若しくは報酬若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの

9 [略]

(開示請求等における本人確認手続等)

第11条 条例第19条第2項、第32条第2項又は第39条第2項の規定により提示し、又は提出しなければならない書類は、次の各号に掲げる書類のいずれかとする。

(1) 保有個人情報開示請求書、第22条に規定する保有個人情報訂正請求書又は第26条に規定する保有個人情報利用停止請求書(以下この条及び次条において「開示請求書等」という。)に記載されている開示請求をする者、訂正請求をする者又は利用停止請求をする者(以下この条及び次条において「開示請求者等」という。)の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第7項に規定する個人番号カード、出入国管理及び難民認定法第19条の3に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第7条第1項に規定する特別永住者証明書その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって、当該開示請求者等が本人であることを確認するに足りるもの

(2) [略]

2~5 [略]

(開示決定の際に通知すべき事項)

第13条 [略]

(保有個人情報訂正決定期間特例延長通知書等)

第24条 条例第36条第1項及び第43条第1項の規定による通知は、保有個人情報訂正(利用停止)決定期間特例延長通知書(別記様式第19号)により行うものとする。

別記様式第3号中

開示請求者の本人確認書類

- 1 運転免許証
- 2 健康保険被保険者証
- 3 個人番号カード又は住民基本台帳カード(住所記載のあるもの)
- 4 その他()
- ※ 郵送による開示請求の場合は、加えて住民票の写し等を添付してください。

を

開示請求者の本人確認書類	1 運転免許証
	2 個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの）
	3 その他（ ）
	※ 郵送による開示請求の場合は、加えて住民票の写し等を添付してください。

に改める。

別記様式第10号中「第26条」を「第26条第1項」に改める。

別記様式第15号中

訂正請求者の本人確認書類	1 運転免許証	2 健康保険被保険者証
	3 個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの）	
	4 その他（ ）	
	※ 郵送による訂正請求の場合は、加えて住民票の写し等を添付してください。	

を

訂正請求者の本人確認書類

1 運転免許証
2 個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの）
3 その他（ ）
※ 郵送による訂正請求の場合は、加えて住民票の写し等を添付してください。

に改める。

別記様式第19号中「第36条（第43条）」を「第36条第1項（第43条第1項）」に改める。

別記様式第21号中

利用停止請求者の本人確認書類	1 運転免許証	2 健康保険被保険者証
	3 個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの）	
	4 その他（ ）	
	※ 郵送による利用停止請求の場合は、加えて住民票の写し等を添付してください。	

を

利用停止請求者の本人確認書類

1 運転免許証
2 個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの）
3 その他（ ）
※ 郵送による利用停止請求の場合は、加えて住民票の写し等を添付してください。

に改める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公表の日から施行する。ただし、第3条第10号の改正規定は、令和7年3月24日から施行する。

(用紙に関する経過措置)

2 この告示の施行の際現に存するこの告示による改正前の宮崎県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。

--	--